

タクシー券電子化システム構築業務

1 事業概要

「おもしろタクシー券」や「おぼくる」で利用するタクシー券・証明証など、マイナンバーカードを基盤とした電子化を行い、利便性の向上や事務効率の向上を目指す。

注：「おもしろタクシー券」免許を持たない65歳以上の高齢者を対象に交付しているタクシー券
「おぼくる」路線バス廃線地域を対象としたタクシー補助制度

2 事業詳細

受託者が請け負う業務は以下のとおりとするが、本仕様書に記載のない業務内容については、その都度、別途市と協議の上、決定すること。

(1) 調達範囲

「機能要件」に定義された仕様を満たすシステム構築を行う。システム構築に係る調達範囲は、本システム利用をする際に、必要となるシステム資産や委託作業を含めるものとする。

ソフトウェアについては、利用者が問題なく利用できるよう、必要となるソフトウェアライセンスや、その他の仕様許諾を得る事とする。

(2) 調達計画

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

※システムは11月からの実証実験を行えること。

(3) 機能要件

本契約における機能要件は以下のとおりとする。なお、下記以外に、本システムの運用に必要な機能や環境設定がある場合は、それらも当該要件に含める。

【カードAP搭載システム】

ア. 地方公共団体情報システム機構が提供しているサービスが利用できるように必要な手続きを行う

【利用登録システム】

ア. マイナンバーカードを活用した電子的かつ厳格な本人確認を行うことができる登録用システムを構築すること。

イ. マイナンバーカードA P内に、サービス利用に必要な情報を書き込むことができる機能を有すること。

ウ. マイナンバーカード紛失、資格停止などした場合などを想定して、再登録の機能を有すること。

【車載端末システム】

ア. タクシー事業者、タクシードライバー、初乗り運賃などの情報設定、運賃料金の割引額の算出など、精算システムの構築。

イ. マイナンバーカードのICチップ内の情報を読み込み、利用資格確認ができる機能を有すること。

ウ. 利用者のタクシー券残枚数を把握できる機能を有すること。

エ. 端末内に保持した利用情報をタクシー事務所などインターネット回線が接続できる場所において、サービスサーバへ利用情報をアップロードすることができる機能を有すること。

【タクシー事業者側システム】

ア. サービスサーバに保持されているタクシー利用情報を閲覧することができる機能を有すること。

イ. タクシー事業者の精算システムでは、各タクシー事業者のタクシー利用情報のみが閲覧できること。

ウ. タクシー利用情報の検索を行い、検索結果の情報を抽出できる機能を有すること。

【サーバの構築】

ア. 本システムを構築する際に、必要なサーバの構築を行うこと。なおクラウドでの構築を前提とする。

【その他】

ア. 理解しやすい画面構成、直感的な操作性に配慮するとともに、常に安定した動作を保証するシステムであること。

イ. 事務の効率化を図るため、操作者が与えられた権限の範囲内で、情報を検索、抽出し、CSV形式等でデータをダウンロードすることにより、データを加工する等の二次利用が可能な機能を有すること。

ウ. 公的個人認証システムにデータ連携ができること。

エ. 移動市役所内での受付を想定したシステムとする事。

(4) セキュリティ要件

【セキュリティポリシー】

本システムの構築・運用に際しては、本市の「尾花沢市情報セキュリティポリシー基本方針」など情報化関連規定等を遵守し、万全の対策を講じること。

【個人情報保護・データ保護】

本システムが保有するデータは、個人情報保護条例の対象であり、物理的セキュリティ、技術的セキュリティ、人的セキュリティにおいて万全の対策を講じること。

(5) システム利用環境

ア. 「カードAP搭載システム」は、地方公共団体情報システム機構が提供しているサービスであり、庁内の事務処理用端末（L GWAN接続）を用いて利用する。端末は、本市にて用意したものを利用すること。

イ. 「利用登録システム」は、本業務において、新規に開発するシステムであり、庁内の事務処理用端末（L GWAN端末）を用いて利用できること。端末は、本市にて用意したものを利用すること。

ウ. 「精算システム」は、本業務において、新規に開発するシステムであり、庁内およびタクシー事業所内のインターネット接続端末を用いて利用できること。端末は、それぞれ本市、タクシー事業者が用意したものを利用する。

エ. 「端末システム」は、本業務において、新規に開発するシステムであり、タブレット端末もしくはスマートフォン端末（以下「タブレット端末等」という。）を用いて利用できること。

オ. クラウド上で必要なサーバリソースを確保すること。システム開発、実証実験期間におけるクラウドサーバの利用に関する費用については、本業務の範囲内とする。また、カードAP搭載システムの初期費用及び利用料についても、本業務の範囲内とする。

カ. L GWAN回線は、庁舎内及び移動市役所内に用意したネットワークに接続すること。

(6) 端末等機器

ア. 本市が用意する庁内事務処理用端末（L GWAN端末）およびインターネット端末、タクシー事務所で使用するインターネット端末については、別途協議の上決定する。

【タブレット端末等】

ア. 実証実験用に以下の仕様を満たすタブレット端末等20台を受託者にて調達すること。

イ. タブレット端末は、1日のタクシー業務時間に十分利用出来るバッテリー容量と、システムが安定稼働する十分なスペックを持つこと。また、システムを稼働するための機能をすべて有している事。

(7) 操作研修

本市職員およびタクシー事業者向けの研修をシステムの運用に支障が出ないように、実証実験開始前に実施すること。また、必要な資料および操作マニュアルを用意すること。

ア. 本市職員に対して、以下のシステムに関する研修を各1回実施する。

- ①カードAP搭載システム
- ②利用登録システム
- ③精算システム

イ. タクシー事業者に対して精算・車内での操作の十分な操作研修を実施すること。

(8) その他

契約の履行にあたり、本市より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上および事業運営上の一切の情報および個人情報を第三者に開示・漏えいしないこと。ただし、開示を受け、又は知得した際、既に公知となっている情報はこの限りでない。また、目的物の納入後、別途合意した期間内に目的物に瑕疵が発見され、遅滞なく通知した場合、代替品の納入、代金の減額、瑕疵の補修又は瑕疵の補修に要する費用の負担を行うとともに、これとあわせて当該瑕疵により本市が被った損害を賠償する。

(9) 成果物

本業務の成果物は以下のとおりとする。

- ア. 設計書
- イ. ネットワーク構成図
- ウ. 打ち合わせ記録簿
- エ. 操作マニュアル
- オ. 業務報告書
- カ. 上記成果物の電子データを格納したCD-ROM 1枚

3 業務遂行上の注意・留意事項

- (1) マイナンバーカードを活用した類似業務の実績があることを条件とする。
- (2) 物品の調達、事業企画/支援まで一体で提供が可能であることを条件とする。
- (3) 実施項目の具体的な進め方については、実施前に双方協議すること。
- (4) やむを得ない事情により計画変更が発生または、発生が予測される場合は、あらかじめ本市と協議すること。また、必要に応じて計画変更申請書を提出すること。
- (5) 業務委託における資料、根拠等はすべて明確にしておくこと。